

学 位 論 文 題 名

北海道水田地帯における漁業組織の現段階的性格

学位論文内容の要旨

北海道の地域農業構造が大きく変貌する中で、これまで個別的経営展開が基調であった北海道水田地帯においても、地域レベルでの集団的対応が必要とされている。北海道の水田地帯は、畑作・酪農地帯に比べ高齢化率が高く、後継者の保有状況も脆弱であり、さらに近年の米価下落によって農家経済も悪化の一途をたどっている。また、水田農業の組織化が一部の大規模法人と集落営農によってささえられている府県農業に比べ、北海道においては依然として中農的な専業・主業経営が中心となっており、個別型の法人設立が進んでいる状況にある。とはいえ、転作対応型の営農集団の形成が大規模地帯の南空知で進み、さらには地域連携型法人や特定農業法人の展開がみられるなど、新たな協業組織化の動きが現れ始めている。

そこで、本論文では、北海道水田地帯における集落を基盤とした協業組織の展開を明らかにするとともに、新規に設立された協業組織もあわせその現段階的性格を解明することを課題とする。ここで協業組織とは、集落をベースとする営農集団、共同経営組織を含む広義の概念であり、統計も整備されていないため、典型的なタイプの協業組織についての事例分析を中心に問題整理を行っている。組織分析にあたっては、集落内での土地所有関係、農地の集団的利用、地域的担い手確保対策という3つ視点から性格規定を行っている。

第1章では、これまでの北海道水田地帯の農業経営の組織化の動きを整理し、現段階における協業組織の北海道的な在り方を提示している。それを典型的なタイプに分類すると以下の通りである。第1は、土地所有と土地利用が一体化した共同経営法人型の協業組織であり、これは稲作限界地において早期に形成されたものである。第2は、個別の土地所有を前提にして、機械の共同利用を行うという営農集団型の協業組織である。これは、構造改善事業の受け皿として広範に設立されたが、地域農業システムとして全町村的に設立されたものは1970年代の北空知に多数みられる。第3は、この第2の類型の発展型であり、近年の営農集団構成員の空洞化に伴い、機械稼働率を確保するために集団構成員が離農跡地の共同所有を行っているタイプである。第4は、近年設立が相次いでいる集落をベースにした法人組織であり、土地出資は行わず、賃貸形式を取るものである。生産協同組合型法人とも言うべき存在である。第2章以降では、この協業組織の形態に対応した事例分析を行っている。

第2章では、北空知北竜町の限界地的な集落である竜西地区を対象とし、共同経営（営農集団＝協業法人）の早期的設立背景とその存立要因を分析している。竜西地区は、北竜町の中でも山間部の沢地帯であり営農条件が最も悪く、それゆえ農家戸数の減少が激しい地区である。このような条件下で、同地区では、1965年という早期に、共同経営と営農集団がほぼ同時に成立し、地域の営農を可能にしてきた。設立当初は、農地所有は個別、農地利用を営農集団（＝協業法人）という形態であったが、集落内非参加農家の離農跡地を法人経営に集積し、また構

成員の所有地も経営継承を行なう際に法人に継承させるという方法を取ることで、共同経営としての形態が形成されたものである。このような協業組織が現在まで存立してきた要因は、①地域農業を巡る環境変化に対応しその機能を拡張してきたこと、②地域外から研修生を受け入れ、それを構成員とすることで担い手を確保する方式を確立したこと、③本格的な完全共同経営を構築することで集团的土地利用の体系を稲作・転作ともに確立し、その方式を継続して行なってきたこと、が指摘できる。現段階にみられる防衛的協業組織の存立の中で先駆的な存在として位置付けられる事例である。

第3章では、稲作北限地帯、士別市中士別地区の事例を取り上げ、営農集団の空洞化とそれに対応した協業組織の新たな展開について分析している。中士別地区も1970年代に営農集団が形成され、現在まで存立してきたが、農家の減少によって生じた担い手の空洞化および離農跡地の受け手が問題となっている。その中で、営農集団の内部に新たに土地保有法人を設立し、農地の集積を行なっている事例を分析している。ここでは、集团的土地利用、担い手の育成に関しては、営農集団をベースに対応をしているが、新規投資による負担が困難な農地の取得に関しては、1991年に営農集団内部に設立した土地保有法人に集積している。これにより、個別農家への離農跡地の集積による農地取得負担を軽減し、集団外へ農地の流出を防ぎ、営農集団としての作業対系を維持することを可能としている。この法人は、形式上は営農集団の構成員であり、現在までの10年間で集団内の約50%の農地を経営している。将来的には、第2章でみた共同経営のような形態を模索しており、将来の担い手は法人の構成員として地域外から調達していくことになる。営農集団をベースとした新たな展開方向として位置付けられる。

第4章では、南空知栗山町を対象とし、個別経営展開の限界と協業法人（特定農業法人）による集落内調整について分析している。栗山町では、これまで個別経営を中心に規模拡大、離農跡地の集積を図ってきたが、現在の米価下落基調の下で負債圧が大規模・専門的・中核的農家に重く押し掛かっていた。栗山町では、地域営農システム確立の一手法として一集落一法人、共同経営の協業法人を設立し、集落単位での営農を目指している。この中で、近年設立された集落を基盤とした協業法人化の取り組みを取り上げ、その成立要因と展開条件について分析を行なっている。集落のうち専門、中核農家のほぼ全てが共同経営に参画し、未参加の農家は兼業層、高齢農家である。将来的にはこれらの農地を集積していく方針であり、地域農家全ての合意の下に特定農業法人に認定されている。また、これまでの個別展開の中で装備された機械やこれまでの個別土地利用を再編し、集团的土地利用による低コスト化、効率化を図り、現状の厳しい農業環境に対応しており、生産協同組合的な法人化の動きとして位置付けられる。

終章では、以上を総括し、展望を示している。これらの協業組織化の取り組みは、現在の北海道水田地帯でも危機的な状況がより深刻な地域においてみられており、その意味で先発的な取り組みといえる。そこでは、農地の受け手＝担い手の不在によって深刻な問題となっている農地所有問題に対して、集落内の農地を専門的・中核的農家を中心に組織した協業組織によって担っていくという地域的な合意と地域農業戦略がある。そうした問題意識で成立した協業組織に期待されている第一の役割は、土地所有の共有化をはかることである。また、その組織内部に担い手を確保、再生産していく仕組みを持つことが、協業組織を継続的に維持する条件となる。北竜町竜西地区の事例では、後継者（労働の担い手）に関して、地域外からの新規参入者を構成員として育成することで、継続的な担い手の確保を行なっている。その手段として法人形態が選択されているのである。さらに、米価下落の下で焦眉の課題となっている土地利用の再編に関しても、集落をベースに集团的土地利用を推進することで、個別的・分散的な対応

から組織・集团的な対応を可能とさせている。また、品目の選別、集約部門の導入などを協業組織を基盤として行うことで、既存の栽培協定以上の機能の発揮を可能にしているのである。

現段階においては、これらの事例よりも相対的に安定的な地域においても、今後の状況は予断を許さない。その意味で、水田地帯においても、協業組織の設立は焦眉の課題となっている。この点において、本論文で示した協業組織の展開論理は、一つの示唆を与え得るものである。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 太田原 高 昭

副 査 教 授 黒 河 功

副 査 助教授 坂 下 明 彦

学 位 論 文 題 名

北海道水田地帯における漁業組織の現段階的性格

本論文は、序章、終章をあわせ6章からなる171ページの和文論文である。図33、表96を含み、ほかに参考論文3編が添えられている。

北海道の地域農業構造が大きく変貌する中で、これまで個別的経営展開が基調であった水田地帯においても、地域レベルでの集団的対応が必要とされている。依然として北海道の水田農業の担い手は中農的な専業・主業経営であり、個別経営による法人の設立も進んでいる。とはいえ、土地利用の高度化や担い手確保を目的として、転作対応型の営農集団の形成や地域連携型法人、特定農業法人の展開がみられるに至っている。

そこで、本論文では1970年代をピークとして設立された集落を基盤とする協業組織の展開とその変容、ならびに1990年代に新たに設立された協業組織の性格を明らかにすることで、今後予想される担い手の脆弱化のもとでの協業組織の機能を解明することを課題としている。対象とする協業組織は、集落をベースとする営農集団、共同経営組織を含む広義の概念であり、統計も整備されていないため、典型的なタイプの協業組織についての事例分析を中心に問題整理を行っている。組織分析にあたっては、集落内での土地所有関係、農地の集団的利用、地域的担い手確保対策という3つの視点から性格規定を行っている。

第1章では、従来の水田地帯における協業組織に関する研究により、共同経営法人型、営農集団型、特定農業法人型の各協業組織の類型を析出し、その地域的・段階的規定を行っている。2章以下では、この類型にそって事例分析を行っている。

第2章では、北空知北竜町の限界地的な集落である竜西地区を対象とし、共同経営法人の早期的設立背景とその存立要因を分析している。北竜町では、全町営農集団化が進められたが、山間部の沢地帯に竜西地区では共同田植えを契機として共同経営を開始し、構成員の経営継承時の法人への農地委譲や離農跡地の取得により、完全共同経営へと移行している。これにより、沢地帯の農地保全機能を果たしている。また、実習生を積極的に受け入れ、法人構成員とすることで、担い手確保を行っていることを示し、防衛的協業組織の先駆的な存在と位置づけている。

第3章では、稲作北限地域である士別市中士別地区を対象に、営農集団員の減少に対し集団内に土地保有法人を設立して営農集団を維持している事例を検討している。中士別地区も1970年代に全地区営農集団化が行われたが、そのことが後継者の流出を招き、1990年代には高齢農家の離農が相次いだ。これに対し、既存の共同耕作地の延長線上に農地取得のための法人を設立して営農集団の構成員とし、営農集団としての作業体系を維持することが可能となっている。将来的には、法人と営農集団を一致させ、新規就農者を取り込む計画である。完全共同経営の過渡形態と位置づけられている。

第4章では、南空知栗山町を対象とし、個別経営展開の限界から特定農業法人を設立した事例を分析している。栗山町では、農業振興事務所を設立して地域営農システムの確立を目指しているが、そのなかで集落を基盤とする協業法人が設立されている。構成員は集落の専業・中核的農家であり、農地の賃貸料と労賃収入によって累積債務を返済し、将来的には未参加の兼業・高齢農家の農地を集積する予定である。後継者も存在することから、集団的土地利用により低コスト化をはかり、複合部門を導入している。

終章では、以上を総括し、展望を示している。以上の協業組織化の取り組みは、北海道水田地帯でも営農環境が深刻な地域で行われているが、将来的には担い手を確保し、農地保全を集落レベルで維持していく上で先駆的な取り組みといえる。そこには、農地の受け手＝担い手の不在によって深刻化する農地問題に対し、集落内の農地を専業的・中核的農家を中心に組織した協業組織によって担い、さらに法人化によって新規参入者を取り込んでいくという地域的な合意と地域農業戦略がある。また、米価下落と転作政策の改変のなかで、集落をベースとして集団的・効率的土地利用を推進する機能が存在することも明らかになっている。

以上のように、本論文は北海道における水田地帯の今後の方向性として、土地所有・担い手確保・集団的土地利用の側面から協業組織の存立意義を事例研究により明らかにしている。

よって審査員一同は、趙 相元が博士(農学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認めた。